

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ -)の認定申請について

本申請を行う際には、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に申請可能です。

セーフティネット保証制度をご利用になるには、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けることが必要になります。第5号(イ -)に関する対象条件及び必要書類等は下記のとおりです。

この制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

(一般保証限度額)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

(別枠保証限度額)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

1 条件

- (1) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に本店登記地(個人は確定申告の事業所所在地)があること。
- (3) 中小企業庁指定の業種に属する事業を営んでいること。
(中小企業庁ホームページ セーフティネット保証制度5号参照)
- (4) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に対して5%以上減少していること。
(最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。)

2 申請に必要な書類等

- (1) 提出書類 提出していただきますので、コピーをしてきてください。
認定申請書(イ -)(区所定) 2通(区ホームページよりダウンロード可)
確認書(イ -)(区ホームページよりダウンロード可)
法人の場合・直近の確定申告書(別表一)の写し
{税務署受付印又はイータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知があるもの。}
個人の場合・直近の確定申告書(控)の写しと 青色申告の場合 青色決算書の写し
白色申告の場合 収支内訳書の写し
{税務署受付印又はイータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知があるもの。}
最近3か月及び前年同期の売上が確認できる各月の書類(試算表又は売上台帳等の写し)
(最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。)
中小企業庁指定の業種の事業を行っていることが確認できる書類等
・ 営んでいる事業全てが指定業種に属することが確認できる書類等(登記簿謄本、許認可証、事業で取扱いしている製品のカタログ等の写し。)
許認可が必要な業種については、許認可証の写しを必ずお持ちください。

(2) 提示書類

- 法人の場合・確定申告書及び決算書{税務署受付印又はイータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知があるもの。}
個人の場合・確定申告書(控)と 青色申告の場合 青色決算書(原本または原本の写し)
白色申告の場合 収支内訳書(原本または原本の写し)
{税務署受付印又はイータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知があるもの。}

(3) その他

法人・法人実印 個人・事業主の実印 (持参が可能な場合のみ)

金融機関等が代理で申請する場合、委任状が必要となります。

- 3 売上高等の数値の記入について
円単位に揃えてご記入ください。(千円は受付不可)
- 4 墨田区商工業融資経営安定資金について
上記認定を受けて墨田区商工業融資の経営安定資金をご利用になる場合は、別途商工業融資申込書及び法人の場合は法人都民税納税証明書(都税事務所発行)が必要になります。
(個人の場合は、区役所税務課での納税確認印が必要となります。)
- 5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ -)以外の申請に関しては、別途お問合せ下さい。

<p>< 問合せ・連絡先 > 墨田区産業観光部経営支援課 電話：03-5608-6183 (直通)</p>
